

「学びの拠点」展示品等制作業務公募型プロポーザル方式業者選定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「学びの拠点」展示品等制作業務について、公募型プロポーザル方式業者選定を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公募型プロポーザル方式業者選定」とは、「学びの拠点」展示品等制作業務の委託に関し、企画提案者を公募により募集し、申込資格があると認めた者から提案を受け、当該者から提出された企画提案書及び当該者が実施したプレゼンテーションについて審査及び評価することにより、企画力、実施体制、実績、見積金額等の要素を総合的に判断して委託契約候補者を選定することをいう。

(申込要件)

第3条 公募型プロポーザルへ参加を申し込む者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申し立て又は、民事再生法（平成14年法律第225号）に基づく再生手続開始申し立てがなされていないこと。
- (2) 経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できる者であること。
- (3) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (4) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）あるいは宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は6カ月以内に手形及び小切手に不渡りがある者でないこと。

(銚子資産活用協議会による審査及び評価)

第4条 公募型プロポーザル方式業者選定は、銚子資産活用協議会（以下「協議会」という。）による審査及び評価に基づき行うものとする。

(協議会への依頼等)

第5条 市長は、協議会に対し、公募型プロポーザル方式業者選定に資するため、次の各号に掲げる事務を依頼するものとする。

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価に関すること。
- (2) 委託契約候補者の選定に係る支援に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公募型プロポーザル方式業者選定の実施に必要な事項に関すること。

2 協議会は、前項の事務に関し、公平かつ適正な執行に努めなければならない。

(委託契約候補者の選定)

第6条 市長は、公募型プロポーザルの参加者の中から、前条の規定による審査及び評価の結果を尊重して、随意契約に係る委託契約候補者を選定するものとする。

(選定結果の通知等)

第7条 市長は、前条の規定により委託契約候補者を選定したときは、速やかにその結果を公募型プロポーザルの参加者に通知するとともに、市ホームページ等により公表するものとする。

(受託業者の特定)

第8条 市長は、第6条の規定により選定した委託契約候補者と、「学びの拠点」展示品等制作業務の委託に係る契約内容等について協議し、当該候補者を受託業者として特定するものとする。

2 市長は、前項の協議が終了したときは、速やかに受託業者と随意契約の方法により、当該業務の委託契約を締結するものとする。

3 第1項の協議が不調となった場合、又は同項の協議終了時から当該業務の委託契約を締結するまでの間に、受託業者が当該業務の実施について適性を欠くと認められた場合は、当該受託業者に係る特定を取り消し、前条に規定する業者選定結果の次順位の者を受託業者として特定する。

(秘密の保持)

第9条 協議会の構成員及びその関係者並びにその事務に関与した職員は、公募型プロポーザル方式業者選定に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。